

住宅改修補助金交付事業 及び 空き家利用促進補助事業 Q & A

ケース 1 : 「住宅用太陽光発電システム」や「合併処理浄化槽設置整備事業」で町から補助金をもらう場合に併用は可能か？

答 え 1 : 住宅改修に合わせて制度を併用することは可能だが、住宅用太陽光発電システムや合併処理浄化槽の設置に関する部分での併用は不可。

ケース 2 : 「置戸町高齢者等住宅改修費助成事業」で助成を受ける場合や、「置戸町老人居室整備資金貸付制度」や「置戸町障がい者居室整備貸付制度」で貸付を受けた場合に併用は可能か？

答 え 2 : 過去10年の間に置戸町高齢者等住宅改修費助成を受けた場合、又は受けようとする場合、助成対象となった工事との併用は不可。

(ただし、空き家改修事業の場合は、この限りではない。)

置戸町老人居室整備資金貸付制度や置戸町障がい者居室整備貸付制度で貸付を受けた場合、又は貸付を受けようとする場合の貸付の対象となった工事についての併用は可。

ケース 3 : 数回に分けて工事を行うことができるか？

答 え 3 : 同一住宅及び同一対象者1回限りとする。

ケース 4 : バルコニー・ベランダは対象工事となるか？

答 え 4 : 住宅部分のバルコニー・ベランダであれば対象となる。

ケース 5 : 屋根の修理など工事前に写真を撮るのが難しい場合はどうすればよいか？

答 え 5 : 屋根等自分で写真を撮ることができない箇所については、工事業者に工事を行う前に撮影してもらい速やかに提出すること。

ケース 6 : 工事代金を分割で支払う場合も助成対象となるか？

答 え 6 : 対象にならない。補助金の交付対象者が工事施工者に工事代金を全額支払った場合のみ対象となる。

ケース 7 : 補助金の申請を行ったときには、工事費用の合計が30万円以上(税抜き)で工事内容も助成の対象となり、町から補助金交付申請受理書を受け取ったが、工事終了後の請求額が30万円を下回った場合はどうなるか？

答 え 7 : 工事費用の合計が30万円以上(税抜き)であることが条件なので、見積り段階で30万円以上(税抜き)でも、実際の工事費用が30万円(税抜き)を下回った場合は対象とならない。

ケース 8：シロアリ予防（駆除）のための工事を計画しているが、対象になるか？

答 え 8：工事を伴う場合は対象になる。床や壁の一部を剥がして防虫剤を散布（塗布）し、床や壁を元に戻す工事があれば対象となるが、単に散布（塗布）するだけの場合は対象とならない。

ケース 9：石油・ガス給湯器を電気温水器に交換したいが、対象となるか？

答 え 9：石油・ガス給湯器などから電気温水器やエコキュート（ヒートポンプ式給湯器）などの、より環境に配慮した設備の交換は、設備を含めて対象となる。石油・ガス給湯器など、現在設置している設備を交換するだけでは対象としない。設備の交換に合わせて配管等の工事が発生する場合は、対象となる。

ケース 10：IHクッキングヒーター取替えや設置工事は対象となるか？

答 え 10：IHクッキングヒーターが装備されたシステムキッチンの新設・工事を伴う取替えの場合は対象となる。コンセントの抜き差しでつかえるようなものは対象にならない。ビルトイン式でもIHクッキングヒーターのみの取替えも対象とならない。

ケース 11：ガスコンロの取替えや設置工事は対象となるか？

答 え 11：ガスコンロが装備されたシステムキッチンの新設・工事を伴う取替えの場合は対象となる。ビルトイン式でもガスコンロのみの取替えは対象とならない。

ケース 12：食器洗い乾燥機の取替えや設置は対象となるか？

答 え 12：食器洗い機が装備されたシステムキッチンの新設・工事を伴う取替えの場合は対象となる。据え置き型の食器洗い器は対象とならない。ビルトイン式でも食器洗い乾燥器のみの取替えは対象とならない。

ケース 13：ウッドデッキ・パーゴラの設置工事は対象となるか？

答 え 13：住宅と一体となり、工事が伴う固定式のもの対象となる。ただし、置いてあるだけのもの対象とならない。

ケース 14：窓ガラスの交換は対象となるか？

答 え 14：建具・開口部の取替えに合わせて設置するものや窓の断熱改修工事によるガラスの取替えは対象となる。ガラスの破損等に伴う交換は対象とならない。

ケース 15：網戸の設置や取替えは対象となるか？

答 え 15：建具・開口部の取替えに合わせて設置するものは対象となる。網戸のみを設置・取り替える場合は対象とならない。

ケース 16：畳の張替えや取替えは対象となるか？

答 え 16：対象とならない。ただし、フローリング床などを畳床に改修する場合は、対象となる。

ケース 17：ウォシュレット（温水洗浄機能付便座）のみの取替えや設置は対象となるか？

答 え 17：対象とならない。ただし、便座の取替えに際し工事が伴う場合は対象となる。

ケース 18：LED照明器具及び設置費用は対象となるか？

答 え 18：対象となる。この場合の対象となるLED照明器具とは、日本工業規格（JIS）若しくは日本照明器具工業会規格、若しくは日本電球工業会規格に該当するもの、又は、これらと同等の基準を満たすものとする。

ケース 19：解体工事は対象となるか？

答 え 19：解体工事業の許可を取得又は建設リサイクル法に基づく解体工事業に登録された事業者が行う、現に居住していない住宅の解体工事は対象となる。

ケース 20：今回空き家を取得して、改修工事を考えているが、持ち主から過去に住宅改修補助（奨励）金を受けて内装を修繕したという話を聞いた。以前補助金を受けて改修された住宅は、補助対象となるのか？

答 え 20：過去10年の間に町の住宅改修補助（奨励）金を受けた住宅は、空き家改修に対する補助金を申請することはできません。

（ただし、住宅改修補助（奨励）金を受けた住宅を空き家として取得する場合には、空き家取得に対する補助金は対象となります。）

なお、過去に空き家改修に対する補助金を受けた住宅は、住宅改修補助金を受けることができません。